



本部斉藤副委員長の証人尋問 の実現めざしてがんばろう！

診断書強要行政裁判第8回弁論

3月21日東京地裁において、診断書強要行政裁判第八回口頭弁論が開催され、多くの組合員・OBが傍聴しました。

前回の弁論で裁判長から提起された「会社による団交拒否に対して組合が法的に争っていない」のはなぜかについて、準備書面と本部斉藤副委員長の第二陳述書を提出しました。組合はこの間賃金交渉や協約改訂交渉以外にも団体交渉の開催を申し込んでいるが、会社はことごとく拒否していること。組合は職場での訴えを取り組みの基本としており、また会社による不当労働行為が相次いでいたことから、法的手段に訴える取り組みは行ってこなかったことを主張しました。補助参加人の会社からは反論の書面を提出するとの意思表示があり、裁判長から斉藤さんの証人審問について「提出された書面で次回判断したい」との見解が示されました。

裁判後、本部本橋書記長・仲田弁護士・本部斉藤副委員長・地本伊藤委員長・地本OB会南波事務長からそれぞれ挨拶があり、証人審問実現めざして奮闘することを確認しました。

次回は5月20日14時30分

弁論終了後、本部本橋書記長は出向撤回・元職場復帰を求めた裁判の不当判決に対して控訴手続きを行いました。